

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月9日

三朝町長

三朝町規則第9号

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則

三朝町建設工事執行規則（平成20年三朝町規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条項及び号の表示に下線が引かれた条項及び号（以下「削除条項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条項及び号の表示に下線が引かれた条項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(町長の解除権)</p> <p>第68条 町長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、請負契約を解除することができる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。</u></p>	<p>(町長の解除権)</p> <p>第68条 町長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>2 請負者は、前項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として町長の指定する期間内に納入し、なお損害があるときは、その損害を賠償するものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われてい</u></p>

第69条 町長は、工事が完成するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 略

(請負者の解除権)

第70条 略

(契約が解除された場合等の違約金)

第70条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として町長の指定する期間内に納入し、なお損害があるときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 第68条の規定により請負契約が解除された場合

(2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 町長は、第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

るときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第69条 町長は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 略

(請負者の解除権)

第70条 略

(解除に伴う措置)

第71条 略

2 略

3 町長は、第1項の場合において、第59条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第64条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第68条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第69条又は第70条の規定によるときにあっては、その余剰額を町長に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第68条の規定によるときは町長が定め、第69条又は第70条の規定によるときは、町長が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、町長が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第71条 略

2 略

3 町長は、第1項の場合において、第59条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第64条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第68条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第69条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を町長に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第68条の規定によるときは町長が定め、第69条又は前条の規定によるときは、町長が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、町長が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三朝町建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告し、又は通知する工事から適用し、同日前に公告し、又は通知されたものについては、なお従前の例による。